

## 公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する補償金支払規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 44 号  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 22 号

### (目的)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程第 9 条（譲受および登録時補償金）及び第 10 条（実施補償金等）の規定に基づき、補償金の支払いに関し必要な事項を次のとおり定める。

### (譲受補償金の支払い)

第 2 条 大学が当該教職員等（公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程第 2 条第 4 項に定める教職員等をいう。以下同じ。）より特許等の知的財産権を受ける権利を譲り受けた職務発明について、出願をした場合は、譲受補償金として発明等 1 件につき 10,000 円を当該教職員等に支払うものとする。但し、商標権、実用新案は支払い対象としない。

### (登録時補償金の支払い)

第 3 条 登録時補償金として国内外登録時に権利 1 件につき 20,000 円を当該教職員等に支払うものとする。但し、同内容の外国登録権利は 2 カ国以上であっても 1 件とする。分割出願については国内外併せて 1 件までとする。また商標権、実用新案は支払い対象としない。

### (実施補償金等の支払い)

第 4 条 実施補償金等として、収入金額から大学が負担した特許権等の知的財産権の権利化、維持にかかる経費を除いた額の 30% の額の補償金を当該教職員等に支払うものとする。

また、同一案件において、過年度からの収入総額が支出総額を上回った時に初めての支払いを行ない、それ以降の実施補償金の支払い計算は前回支払い時以降の収入から支出を差し引いた額に基づき行なうこととする。

### (共同発明者に対する補償金の支払い)

第 5 条 第 2 条から前条までの規定は、当該補償金の支払いを受ける当該教職員等が 2 名以上ある時は、寄与に応じた割合で配分し、各者に支払うものとする。

### (供託)

第 6 条 大学が当該教職員に当該補償金を支払う際、考えられる手段を尽くしても当該教職員との連絡が確立できない場合、大学は当該補償金を法務局に供託するものとする。

2 供託された補償金について、3 年間にわたり当該補償金の受取り申出が行われない場合、法務局へ取戻請求手続きの上、これを大学の資産として取扱うものとする。

### (補償金請求権の承継人又は退職者に対する補償)

第 7 条 第 2 条から第 4 条及び第 6 条までの規定は、当該教職員等の有する当該補償金の支払いを受ける権利を承継した者及び退職した当該教職員等に準用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 34 号）

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 22 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。